

入札公告（説明書）

令和 8 年 10 月 30 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 中西 規祥

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した[入札者に対する指示書【電子入札】](#)、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『[共通入札公告](#)（令和 8 年 7 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、[共通入札公告](#) 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	磐越自動車道 野沢地区附帯工設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 中西 規祥
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 （住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 （電話）025-241-5116 （電子メールアドレス） ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書【電子入札】 [26]を参照のこと
1-7	支払条件	[前金払の有無] 履行期間が 60 日以上の場合 かつ 請負代金額が 1,000 万円以上の場合：「有」 履行期間が 60 日未満の場合 又は 請負代金額が 1,000 万円未満の場合：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書【電子入札】 [7]②に示す閲覧資料の有無：「無」

1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	本件は、質問事項を内容に応じて分類し、その分類ごとに受付期間及び回答期間を設定する「質問受付・回答集約化」の試行対象案件です。本書2-16、2-17及び別添1「質問受付・回答集約化」の試行について」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 11 月 17 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 11 月 17 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 4-3-1～4-3-4 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式 1[申請書] (2) 競争参加資格確認申請書様式 2[技術資料] (3) 競争参加資格確認申請書様式 3[業務実施体制] (4) 担当者連絡先届</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 12 月 11 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 8 年 11 月 17 日 16 時 00 分</p> <p>【提出方法】 参考見積書を Microsoft Excel 形式で、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和 8 年 12 月 14 日 から 令和 9 年 1 月 6 日 までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和 9 年 1 月 15 日 16 時 00 分</p> <p>【提出方法】 本書 2-10 に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 9 年 2 月 1 日 16 時 00 分</p> <p>※共通入札公告 4-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおりに）</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excel により提出すること。) ※内訳書の提出の必要がない場合は、競争参加資格確認申請書様式 1 を添付すること。</p>
2-14	開札日時	令和 9 年 2 月 2 日 13 時 30 分
2-15	開札執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】</p> <p>① 競争参加資格確認申請等に関する質問 入札公告日から令和 8 年 11 月 6 日 16 時 00 分まで</p> <p>② その他の事項に関する質問 入札公告日から令和 9 年 1 月 15 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Excel 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	<p>① 競争参加資格確認申請等に関する質問に対する回答 令和 8 年 11 月 13 日まで</p> <p>② その他の事項に関する質問に対する回答 令和 9 年 1 月 22 日まで</p>
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和 3 年 4 月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

業務名		警越自動車道 野沢地区附帯工設計																													
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																													
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																													
	見積活用方式の対象	有																													
	評価値の算出方法	加算方式																													
	入札ボンド	対象外																													
	履行ボンド	対象																													
	審査時期	事前審査																													
		下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。																													
業種区分		道路設計																													
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成23年4月1日以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び引渡し完了した業務において次に示す同種業務の実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。																													
	同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 <table><tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr></table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画	
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																											
道路	道路	基本(予備・概略)設計																													
道路	道路	実施(詳細)設計																													
道路	道路	施工計画																													
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																													
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																													
道路	現道拡幅	施工計画																													
審査基準	次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																														
同種業務	審査基準日において、平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																														
	<table><tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr></table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画		
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																											
道路	道路	基本(予備・概略)設計																													
道路	道路	実施(詳細)設計																													
道路	道路	施工計画																													
道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																													
道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																													
道路	現道拡幅	施工計画																													
競争参加要件	次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																														
	イ	<table><tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－道路</td></tr><tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td></tr><tr><td colspan="4">3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr></table>		1	技術士	総合技術監理部門	建設－道路	2	技術士	建設部門	道路	3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																			
	1	技術士	総合技術監理部門	建設－道路																											
2	技術士	建設部門	道路																												
3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																															
ロ	<table><tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td></tr><tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>道路</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td></tr><tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr><tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>交通</td></tr><tr><td>9</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr><tr><td>10</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>交通</td></tr></table> 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 ※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。		4	国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計	5	RCCM	道路		6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通	10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通	
4	国土交通省登録技術者資格	道路	計画・調査・設計																												
5	RCCM	道路																													
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	交通																												
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	交通																												
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	交通																												
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	交通																												
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	交通																												
手持ち業務量	手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の件数は5 件以上とする。																														
競争参加要件	競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者 業務名) 令和8年度 西会津地区施工管理業務 業務名) —	受注者名) 株式会社クリエート 受注者名) —																												
	その他	—																													

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件: 調達手続き中の配置は不要)	予定照査技術者に求める事項	配置基準	履行期間の開始日(「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期)において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
		技術者の配置	必要
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者資格	配置予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。
		技術者の配置	不要
		技術者資格	—
		技術者資格	—

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式				技術評価点(満点) ^(注1)		100点			
評価項目			評価基準						
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。						
			評価基準				評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点 (20点)}}{\text{係数 a}}$				20～0点	20点	
			係数 a の設定は下記のとおり						
				同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合			
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25			
			2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12			
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00								
競争参加者の経験及び能力	資格・実績等	担い手確保	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。						
			評価基準				評価点	配点	
			1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業) 2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) 3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況				① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している	5点	5点
			② 左記の1)から3)の認定を取得していない				0点		
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。						
			評価基準				評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点 (20点)}}{\text{係数 a}} \times \frac{\text{(同種業務実績の成績評定点-70)}}{20}$ ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。				20～0点	20点	
			係数 a の設定は下記のとおり						
				同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合			
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25			
			2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12			
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00								
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の表彰実績	次の基準で評価する。						
			評価基準				評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点 (5点)}}{\text{係数 a}}$				5～0点	5点	
			係数 a の設定は下記のとおり						
				同種業務実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	同種業務実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ平成29年4月1日以降の場合			
			1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25			
			2) 同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12			
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00								

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。					
			評価基準			評価点	配点	
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する	20点	20点		
				②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する	10点			
③上記に該当しない	不適							
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。					
			評価基準			評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点}}{(20点)} \times \text{係数 } a$			20～0点	20点	
			係数 a の設定は下記のとおり					
				同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合			同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50			0.25
			2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25			0.12
			3) 上記1)、2)に該当しない	0.00				
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。					
			評価基準			評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点}}{(10点)} \times \text{係数 } a \times \frac{(\text{同種業務実績の技術者評定点}-70)}{20}$ ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。 ※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。			10～0点	10点	
			係数 a の設定は下記のとおり					
				同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合			同種業務実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50			0.25
			2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25			0.12
			3) 上記1)、2)に該当しない	0.00				
◇留意事項 同種業務実績の従事役職での技術者評定点が確認できない場合は、評価しない。								
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数	次の基準で評価する。						
		評価基準			評価点	配点		
		管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上に該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。	①に該当しない	適	-			
			①に該当する	不適				
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。						
		評価基準			評価点	配点		
		以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12](※調査等共通仕様書を適用する場合)に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない	適	-			
			いずれかに該当する	不適				

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点(満点100点)に60/100を乗じて、小数点第4位以下 を切り捨てた値とする。